

●事例紹介●

児童養護施設等に入所している 高校生の進学に関する本学の支援 ～児童養護施設入所児童等奨学金制度について～

亀井 聡

(新島学園短期大学 学生部長 入試委員 准教授)

はじめに

全国に数多くある大学や短大の中から群馬県高崎市に所在する小規模の短大である新島学園短期大学(以下本学と略称する。)における特待生制度の「児童養護施設入所児童等奨学金制度」及び「資生堂社会福祉事業財団奨学生への特待制度」を紹介できる機会をいただきありがとうございます。

本学は、一九八三年に新島学園女子短期大学として創立され、二〇〇四年、コミュニティ子ども学科(定員五〇名・

キャリアデザイン学科(定員一三〇名)に改組されました。現在、標記の制度を利用している学生は一名在籍しています。

「児童養護施設入所児童等奨学金制度」・「資生堂児童福祉奨学生への特待生制度」とは

本学が標記の二つの制度を創設した意図は、入学生確保という視点ではなく、新島襄先生の「人ひとりを大切に」という教えに基づいた教育を受ける機会を大学自ら保障す

ることが重要であるという認識からです。

同志社大学を創立した新島襄先生は、群馬県安中市に実家があるため、それに因んで一九四七年、同市に新島学園中学校は誕生しました。現在は、中学、高校、短大の学園に発展してきました。そのため新島襄先生の教育理念を建学の精神の一つにしております。

児童養護施設等に入所している高校生や里親に委託されている高校生への本学への進学支援の一環としての特待生制度を二〇〇七年四月に創設し、さらに、二〇〇八年四月、資生堂社会福祉事業財団の奨学金制度すなわち「資生堂児童福祉奨学金制度」とタイアップし、コミュニティ子ども学科に進学を希望する委託高校生の学費を一部免除する制度を整え、児童養護施設等に入所している高校生や里親に委託された高校生への二つの経済支援の制度を確立しました。

①「児童養護施設入所児童等奨学金制度」

児童養護施設に入所している高校生及び里親に委託されている高校生で本学への進学を希望する受験生を対象に、卒業までの二年間、授業料の全額または一部を免除する制度です。

A O入試・推薦入試・一般入試等のすべての試験におい

て適応することになっています。その際の条件としては、(i)児童養護施設等に入所している高校生であれば在籍している高等学校長もしくは入所している児童養護施設等の施設長及び(ii)里親に委託されている受験生に関しては里親の推薦が条件となります。

②「資生堂児童福祉奨学生への特待生制度」

資生堂児童福祉奨学生の対象は、将来、児童福祉分野で活動を行うために大学、短期大学、専門学校への入学を希望する児童養護施設入所及び里子の高校生であり、同制度で年間五〇万円給付することになっています。同制度を利用する奨学生を支援する大学、短期大学、専門学校の一つに本学も加わることになりました。

同奨学生への支援として本学は、授業料及び教育振興費を二年間免除することになりました。

二つの制度を創設した意義

児童養護施設に入所している児童等の現状については後述しますが、高校を卒業しても、本人の能力以外の問題で大学や短期大学等への進学を断念しなければならない高校生が増加しています。

二〇〇八年一月七日の読売新聞によると日本の貧困率は一四・二％で一〇年前よりも二・三ポイントも増加しています(二〇〇〇年OECD調査)。

さらに、同新聞では、親の貧困が子へとつながり「負の連鎖」となり、貧困の固定化につながると述べ、福祉と教育の連携で支援を強化すべきだと提言しています。

本学が上記の制度を二〇〇七年度創設した目的の一つは、教育と福祉の協働で、個人の能力以外の事由で大学や短期大学での教育を受けることが困難な高校生に教育を受ける機会を保障し、それを支援することです。

具体的には、大学や短期大学等への進学が難しい環境に置かれている児童養護施設に入所している高校生への支援です。そして里親制度では委託された子どもは基本的に一八歳まで養育されますが、里親の方の中には委託された子どもを幼少期から高校卒業まで養育し、さらに大学や短期大学等へ進学させるために里親自ら資金をねん出して里子進学させている里親の方も少なくない聞いています。

児童養護施設に入所している高校生等の大学等への進学の現状

本学の特待生制度の対象となる児童養護施設及び里親に委託されている児童は、ひとり親家庭での親の就労による養育困難や親の行方不明あるいは近年社会問題になっている児童虐待等の理由で心に傷を負った子どもが大半です。

現在、児童養護施設は全国に約五六〇施設あり、約三万人の児童が入所しています。そのうちの約一五％が高校生です。また、里親に委託されている児童は全国に約三三〇〇人います。高校生は児童養護施設と同じくらいの割合です。

前述した資生堂福祉事業財団をはじめ多くの社会福祉事業団等が児童養護施設等入所児童の大学や短期大学等への進学の経済的援助を行っています。

二〇〇八年五月一日日産新聞「ゆうゆうLife」によると、児童養護施設出身者の大学進学率は二割に満たない、さらに大学に進学しても複数のアルバイトをして生活費を稼ぎながら学生生活を送っていると記載されています。次に児童養護施設等入所児童の高校進学及び大学等への公的支援の動向について若干説明させていただきます。

児童養護施設等入所児童の高校進学及び大学進学への公的支援の小史

ここでは児童養護施設における高校進学等の動向を中心に述べたいと思います。

児童養護施設等の入所児童の高校進学の公的支援は、一九七三年に一部の児童がいわゆる実業系の高校への進学が認められたのが最初でありまして、全児童の高校進学が保障されるようになったのは一九八八年からで、今日に至っています。しかし、児童養護施設からの大学等への進学は大変厳しい状況でした。

なぜならば、児童養護施設に入所している高校生は、高校卒業と同時に施設を退所し、新たな生活を一人でしなければなりません。必然的に生活の安定を目指し、寮のある企業に就職していました。

児童養護施設を退所するということは生活する場所すなわち住まいと働く場所を同時に確保できる会社に就職するしかありませんでした。このような環境下で、大学進学を目指すということは、住まいと生活費さらに大学にかかる経費をねん出しなければなりません。

児童養護施設出身の高校生は今挙げた三つの条件を同時

に満たすため、昼間は正規社員であるいはアルバイトをしながら夜間部の大学で学ぶことが一般的でした。

児童養護施設に入所している高校生への公的支援が始まったのは、児童養護施設等の高校進学が全面保障された一九八八年から八年後の一九九六年、当時の厚生省児童家庭局家庭福祉課長名での「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」という通達によってでした。

その内容は、通達文をそのまま引用しますが、以下の通りです。

養護施設等の入所中の児童が、大学・専門学校等へ進学を希望する割合が年々増加している。今回、これらの児童のうち家庭復帰が難しい場合には、措置解除後も、児童がその学業が終了するまでの間、引き続き養護施設等から通学することは差し支えないものとする。

この場合において、食費等については児童から実費を徴収するなど適切に行うものとする。

なお、今回のこの措置を採ることによって入所中の児童の処遇の低下を招かないように配慮すること。

一九九〇年代から児童虐待が大きな社会問題になり、児童養護施設は虐待を受けた子どもへの支援のための受け皿となり、まさに野戦病院化していました。しかし、この通達では、児童養護施設に入所している高校生への大学進学への積極的な支援というよりも、大学進学のための仮の住まいを提供するという消極的な支援に留まったと言わざるを得ません。

二〇〇四年二月末に策定された「子ども・子育て応援プラン」を踏まえて二〇〇六年度厚生労働省が、大学等自立支援仕度費・施設を退所した子ども等に対する就職・進学を促進するための生活福祉資金貸付け等を制度化し、児童養護施設等に入所している高校生や里親に委託されている高校生への支援が開始されました。

大学等への進学に対しての本格的な公的支援が、今始まったばかりですが、児童養護施設等に入所している高校生は、一般家庭で育てられている高校生が当然と思われていることができない状態、言いかえれば当然の権利が権利として認められてないまさにディプロバートされた状況に置かれていることに変わりはありません。

本学の「児童養護施設入所児童等奨学金制度」の事例

数多くの大学でも行っているように本学でも高校訪問をしています。その際、本学の標記の制度を高校側に伝えるだけではなく、近隣の児童養護施設に向き、直接本制度について説明を行っています。

某県立某高校の進路担当の教員から、児童養護施設に入所している高校生がいるが、初めてのケースなので再度制度について説明してほしいという依頼があり、本制度に詳しい教員が赴き、制度を利用するために必要な書類の提出や学納金免除の仕組み及び入試制度に関して説明し、理解をしていただき、推薦書は高校側に依頼しました。高校・児童養護施設として本学で当該学生の自己実現のために協力して行くことを約束するとともに、本学のオープンキャンパスにその高校生が一度参加するように促しました。

また、その高校生が在籍する児童養護施設を訪問し、施設長にも同様の説明を行い、入学にかかる経費の支払い方法や入学後の住まい等について、本人・保護者そして施設の考えを伺いました。施設長から入学金に関しては児童養護施設に入所している高校生の進学を支援している某社会福祉事業団に申請し、それ以外の費用に関しては保護者が

用意しているが、当該学生の短大卒業後の就職等の準備に廻したいという希望を聞きました。通学に関しては高校卒業後、本学の通学圏にいる保護者のもとから通学すると具体的に説明していただき、高校同様入学までの連絡を密にしながらか協力し合うことを確認しました。

受験までは、当該学生と児童養護施設及び高校が中心になって進め、本学はサポートするという関係を作り、受験準備を進めました。また、合格判定及び児童養護施設入所児童等奨学生の適応の可否についても審議されましたが、第一種特待生として認められ、特待生として合格しました。その後の手続き等に関しては、児童養護施設と本学が連絡を密に取りながら進め、無事入学に至った次第です。

最後に

教育を受ける機会を保障されていない高校生は数多くいます。本学は本学で出来る範囲で、教育を受ける機会が保障されない高校生に対して支援する制度を創設し実践しています。

高校をはじめとする児童養護施設等との協力関係を築き、個々の事情に応じた柔軟な支援体制を整えていくことが本

学の今後の課題とされます。